

## 市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案策定業務委託

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)素案策定業務委託

### 2 業務目的

本業務は、委託者が区域の地球温暖化の進行に対する取組を強化するために、現況の把握、課題の抽出等を行うとともに、温室効果ガスの集計・推計方法や、再生可能エネルギーの導入といった施策の方向性及び具体的な取り組み等を検証し、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められた要件や、国の「地球温暖化計画」に定められた温室効果ガスの排出量削減目標を満たすように、「第三次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「区域施策編」という。)」の素案を策定することを目的とする。

3 委託(納入)場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部総合環境課

4 委託期間 契約締結日の翌日から令和6年12月23日まで

### 5 業務内容

受託者は、本業務を実施するに当たり、国・県の動向及び社会経済情勢を踏まえ、市川市総合計画や第三次市川市環境基本計画など関連する既存の分野別計画との整合性を図りながら、第二次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の内容や実績を踏まえ、次に掲げる業務を実施する。また、受託者は、専門的見地から委託者に対し助言・支援を行うとともに、委託者が別に定める監督職員と連絡を密にし、本業務を実施する。

実施にあたっては、環境省「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」(最新版)の内容に準拠し作成を行うこと。

#### (1) 市民・事業者アンケート

「第三次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の素案の作成にあたり、住民・事業者の意向を把握するためのアンケートを実施する。アンケートは以下のとおり実施することとし、受託者は計画素案作成のためのアンケート調査の設問内容について委託者と協議するものとする。

##### ア) アンケート調査内容の設計

- ① アンケート調査の前提条件等
  1. 対象者： 市民・事業者
  2. 対象地域： 市域全体

3. 調査方法: 市民:市川市 e モニター制度にてアンケート調査を実施  
事業者:市川市環境保全協定締結事業者へアンケートを実施
4. 設問数: 市民、事業者それぞれ 10 問程度
5. 想定回答数: 市民:約 1000 人、事業者:約 50 社
6. 設問内容:創エネ、省エネ、気候変動への適応に関する設問等

② 調査票等の作成

調査票の設問内容は、委託者と受託者が協議のもと検討し、委託者が作成する。

イ)アンケート調査の実施

アンケートの実施及び回答の回収は委託者が行う。

ウ)調査結果のとりまとめ

調査結果は委託者がとりまとめ、受託者に提供する。それを基に、受託者は、(2)ア)③の業務を行うものとする。

(2) 計画(素案)の検討

ア)基本的事項の整理

受託者は、自然的・経済的・社会的な観点から地域の特徴、社会背景や国内外の動向、区域施策編に基づく取組成果や課題の整理及び住民の意向等に関する市川市の現況と特性を把握し、基本方針の設定(基本的考え方)を行うこと。

- ① 資料収集
- ② 既存資料の整理・分析
  1. 基礎資料の分析
  2. 行政施策の実施状況把握
- ③ 市民・事業者アンケート結果の分析
  - (1)で行う市民・事業者アンケートの結果の分析
- ④ 課題の抽出と方針の設定
  1. 改善すべき課題の抽出及び対応策の検討
  2. 基本方針の設定

イ)温室効果ガス排出量の現況推計および将来推計

市域の温室効果ガス排出量について現況推計を行うとともに、最新の統計値や予測値を基に、将来の温室効果ガス排出量の推計(BAU および対策ケース(脱炭素シナリオ含む))を複数パターンで行う。

なお、推計にあたっては、環境省の地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)の考え方に基づくこと。

- ① 推計資料の収集
- ② 現況推計
- ③ 将来推計パターンの考察・推計実施
  1. 将来推計パターン考察

## 2. 将来推計

### ウ)温室効果ガス排出量の算定・集計方法の提案

可能な限り市川市の現況に即した温室効果ガス排出量を算定出来る計算方法や、効率的な温室効果ガス排出量集計方法について考察・検討し委託者へ提案する。

- ① 他自治体などの事例収集
- ② 収集可能なデータの把握
- ③ 算定・集計方法の検討・提案

### エ)温室効果ガス排出量の削減目標及び再生可能エネルギー導入目標の設定

2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えた再生可能エネルギー導入並びにその他の脱炭素に資する目標を設定する。また、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロ達成に向けた、温室効果ガスの削減パターンおよび中期目標(2030)年度の温室効果ガス排出量削減目標値を複数検討する。

併せて、委託者が提供する資料や市民・事業者アンケートの結果などを参考に本市の再生可能エネルギー導入スケジュールを検討する。

- ① 再生可能エネルギー導入等の目標
  1. 導入可能な再生可能エネルギーの抽出
  2. 導入ポテンシャルの推計
  3. 再生可能エネルギー導入の種別ごとの目標の設定
  4. 再生可能エネルギー導入スケジュールの検討
  5. その他脱炭素に資する目標の設定
- ② 温室効果ガス削減目標の設定
  1. 温室効果ガス削減パターンの検討
  2. 温室効果ガス削減目標(2030年度)の設定

### オ)政策及び重要な施策に関する構想の策定

基本的事項の整理で収集した情報や国や他の自治体の事例、本市が提供する資料などを基に、エで掲げた目標に向けた政策や重要な施策に関する構想の策定を行う。また、施策評価指標の検討・提案を行う。

なお、政策及び重要な施策の判断や庁内各課との調整は委託者が行う。

- ① 政策や施策の検討・提案
- ② 政策や重要な施策の構想の策定
- ③ 評価指標の検討・提案

### カ)促進区域の設定検討

市内で地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項に市町村が定めるよう規定されている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」(以下「促進区域」という。)の指定に適したエリアを抽出し、取組を提案する。

- ① 促進区域の設定検討に係る事前準備
  1. 国や千葉県が定める促進区域・設定要件の確認
  2. 他自治体の事例等の収集

- ② 促進区域候補エリアの抽出
  - 1. エリア設定要件の整理
  - 2. 候補エリアの抽出
- ③ 利害関係者(ステークホルダー)の整理・合意形成手法の提案
  - 1. 利害関係者(ステークホルダー)の抽出・分類・整理
  - 2. 合意形成手法の検討・提案
- ④ 促進区域の削減ポテンシャルの推計、施策の検討・提案
  - 1. 温室効果ガス削減施策の検討
  - 2. 温室効果ガス削減ポテンシャルの推計
- ⑤ 促進区域候補エリアに定める事項の検討・提案
  - 1. 地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するための目標
  - 2. 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
  - 3. 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的及び併せて実施すべき取組

### (3) 計画(素案)の作成

前項までの結果をとりまとめ、委託者と協議し、現計画及びマニュアルにある構成例を踏まえ、計画(素案)を作成する。

作成した計画(素案)は、今後のパブリックコメント等に活用することから、計画(素案)に関する考え方についても整理するものとする。

## 6 打ち合わせ・協議

委託者と受託者の間での打ち合わせ・協議は、着手時、中間時(4回)、成果品納入時に実施するものとし、さらに必要な場合は、両者で協議の上開催する。

また、打ち合わせは、対面・WEB会議等により両者で協議するものとし、内容は記録簿として受託者において作成し、双方で保管する。

## 7 技術者の配置方針

受託者は、当該業務を遂行するにあたり、必要な知識、技術及び相当の経験を有する技術者を配置し、適正に業務を行わなければならない。配置技術者は、主任技術者、主担当技術者を配置することとする。

主任技術者及び主担当技術者は、業務全般にわたり技術的管理を行い、打ち合わせ、協議に出席するものとし、令和3年6月改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定支援または地方公共団体による「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」の策定支援実績のある技術者を配置するものとする。

## 8 提出物・成果品

### (1) 提出物

受託者は、当該業務を着手するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

ア) 業務計画書:実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する材料・機械器具等を記載する。

イ)業務従事者の名簿及び当該業務に必要な資格の写し、または能力・経歴を証明するものを7について提出する。

(2) 成果品

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を提出するものとする。

ア) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)素案

(A4 カラー130 ページ程度印刷製本) 5部

イ) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)概要版(素案)

(A4 カラー4 ページ程度印刷製本) 5部

ウ) 業務内容(経緯)報告書 原本 1 部

エ) 上記成果品の電子データ 1式 (CD-R 2枚)

9 その他

(1) 本業務の実施に当たって必要となる行政資料は、必要に応じて協議の上、委託者が貸与するものとする。

(2) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たっての資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

(5) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(6) 受託者は、本業務の遂行に当たり、地方自治法・同施行令、市川市財務規則及び地球温暖化の推進に関する法律その他関係法令を遵守しなければならない。

(7) 受託者は、業務の進捗状況を管理するとともに、委託者の要求に応じ進捗状況の報告を行うものとする。

(8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。